

2026年5月27日

病理組織検査・細胞診検査 特殊染色 請求方法一部変更のお知らせ

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、2026年6月1日施行の令和8年度診療報酬改定におきまして、病理組織検査及び細胞診検査における特殊染色加算が新設されました。

これに伴い、病理組織検査及び細胞診検査の請求方法を一部変更させていただくことになりましたのでご案内申し上げます。

誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

謹白

記

【診療報酬改定の概要】

N000 病理組織標本作製

特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、1臓器又は1部位ごとにそれぞれ50点を所定点数に加算する。

N004 細胞診「2」穿刺吸引細胞診、体腔洗浄等によるもの

特殊染色を併せて行った場合は、特殊染色加算として、1部位ごとにそれぞれ50点を所定点数に加算する。

【特殊染色判定必要時の請求用コードの新設】

＜新設項目名＞

- ・特殊染色加算(組織) 〈請求用コード No.17575〉
- ・特殊染色加算(細胞診) 〈請求用コード No.17580〉

- 従来、病理専門医の判断により追加検討として実施した特殊染色は病理組織検査の範囲内(請求対象外)で対応してまいりましたが、今後は改定の趣旨に基づき、ご請求の対象とさせていただきます。

追加請求時は別途ご連絡させていただきます。

【適用開始日】2026年6月1日(月) ご依頼分より

以上